

文化教養講座受講料補助制度実施要領

1. 制度の目的

会員の文化教養講座への受講について補助金を交付することによって豊かな余暇活動を援助する。

2. 受講料補助の対象

指定文化教養施設において開講される講座を受講すること。ただし、1ヶ月に3回以上講義または実習がある講座を対象とし、勤務時間外に受講すること。

3. 指定文化教養施設

- ① 朝日カルチャーセンター
- ② 中日文化センター
- ③ 毎日文化センター
- ④ NHK文化センター
- ⑤ 名鉄カルチャースクール
- ⑥ 名古屋市生涯学習センター
- ⑦ その他類似の公的施設

上記の各地の教室または施設を含む。

4. 受講料補助額

会員が受講した講座の受講料の一部または全額を補助する。ただし、1人2講座以内で、**年度3,000円**の支給を限度とする。(3月に受理した請求は次年度分とする。)

5. 補助金の請求

- (1) 文化教養講座受講料補助金請求書に各施設の発行した領収書を添えて共済会へ提出する。領収書は補助金を請求する会員本人の氏名が明記されたものとする。
- (2) 請求期限は領収書の年月日から1年以内とする。

6. 補助金の支給

- (1) 3月から8月に受理した請求については9月に支給し、9月から2月に受理した請求については3月に支給する。
- (2) 補助金の支給は、請求書に記入された会員本人名義の口座に振り込む。